

1 目的

青森県の働き盛り世代の健康づくりを推進するため、従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営®」に取り組む県内事業所を、「**青森県健康経営事業所**」として認定する。

(「健康経営®」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標。)

2 認定要件

(1)前提要件	県税の滞納がない、関係法令への違反がない、暴力団との関係がない等の県内事業所
(2)必須要件 (6項目)	健康管理体制の構築、がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止対策の実施等の6項目 ①事業主自身の健康診断の受診、健康宣言の実施。 ②県医師会 健やか力推進センター研修等(申請年度又はその前年度に実施したもの) 修了者を健康づくり担当者として定めるなどの健康管理体制 の構築。 ③ がん検診の受診勧奨及び勤務時間内にがん検診を受診できる体制の構築。 ④ 受動喫煙防止対策の実施、空気クリーン施設(施設内禁煙)の認証。 ⑤40歳以上の従業員の健康診断の結果把握。 ⑥労働保険料と社会保険料の完納。(社会保険料については適用除外に該当する場合を除く。)
(3)選択要件 (4項目)	安衛法に定める定期健診の受診、従業員を対象とした健康づくりの実施、メンタルヘルス対策の実施等9項目から4項目以上を選択
(4)認定期間	2年間 (2年ごとに更新可能。)

3 インセンティブ

- ・県入札参加資格申請時の加点(建設工事、物品・役務)
- ・八戸市入札参加資格申請時の加点(建設工事)
- ・県特別保証融資制度「『選ばれる青森』への挑戦資金」の利用
- ・県が実施する企業就職説明会の優先的参加
- ・求人票に青森県健康経営事業所である旨の表示
- ・県内金融機関による低利融資
- ・県ホームページでの事業所紹介
- ・県社会福祉施設等整備の優先的採択
(老人福祉施設、児童福祉施設、障害福祉施設)

4 認定制度開始時期

平成29年4月1日

前提要件

- I 県内に所在する事業所で、県税の滞納がないこと。
- II 労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反をしていないこと。
- III 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものと関係を有していないこと。

評価項目		認定要件	
1	経営理念	① 事業主自身が健康診断を受診しており、かつ、健康宣言を行っていること。	必須
2	組織体制	② 産業医、衛生管理者等により健康管理の体制が構築されていることに加えて、認定の申請年度又はその前年度に開催された青森県医師会健やか力推進センター（以下「健やか力推進センター」という。）の健康づくり担当者の養成研修等を修了した者が健康づくり担当者として定められていること。（認定の更新の場合は、認定時に定められた健康づくり担当者が、認定の更新の申請年度又はその前年度に開催された健やか力推進センターの健康づくり担当者更新研修を修了している場合を含む。） ただし、常勤従業員50人未満の事業所にあつては認定の申請年度又はその前年度に開催された健やか力推進センターの健康づくり担当者の養成研修等を修了した者が健康づくり担当者として定められていればよい。（認定の更新の場合は、認定時に定められた健康づくり担当者が、認定の更新の申請年度又はその前年度に開催された健やか力推進センターの健康づくり担当者更新研修を修了している場合を含む。）	必須
		③ 治療と仕事の両立支援のための環境が整えられていること。	選択4/9以上
3 制度・ 施策 実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	④ 全ての常勤従業員が労働安全衛生法第66条第1項に定める一般定期健康診断を受けていること。	選択4/9以上
		⑤ 常勤従業員に対して厚生労働省が推奨する全てのがん検診の受診を勧奨しており、かつ、当該がん検診について勤務時間内に受診できる体制となっていること。	必須
		⑥ 常勤従業員に対して事業所が実施したがん検診の受診記録を保管しており、市町村の求めがあった場合に提供可能であること。	選択4/9以上
	健康経営の実現に向けた基礎的な土台づくり	⑦ 常勤従業員を対象とした福利厚生事業として健康づくり（禁煙支援を除く。）に取り組んでいること。	選択4/9以上
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	⑧ 常勤従業員に対して健康診断やがん検診後の事後措置や、保健指導を受ける機会を提供していること。	選択4/9以上
		⑨ 受動喫煙防止対策を実施しており、空気クリーン施設の認証を受けていること。	必須
		⑩ 常勤従業員に対してメンタルヘルス対策が行われていること。	選択4/9以上
		⑪ 常勤従業員に対して禁煙支援を実施していること。	選択4/9以上
		⑫ 常勤従業員に対して歯・口腔の健康に関する取組を行っていること。	選択4/9以上
		⑬ 事業所において、常勤従業員の血圧測定及び体重測定が定期的に行われていること。	選択4/9以上
4	評価・改善	⑭ 40歳以上の常勤従業員の健康診断の受診結果を把握していること。	必須
5	法令遵守・リスクマネジメント	⑮ 労働保険料及び社会保険料を完納していること。ただし、社会保険料については適用除外に該当する場合を除く。	必須

■青森県健康経営事業所の認定状況⇒2021年3月26日時点で296事業所

業種別内訳

建設業	182
建設コンサルタント業	7
電気工事業	15
設備業	1
管工事業	16
造園工事業	3
砕石業	2
板金工事業	1
教育・学習支援業	1
学校教育	1
医療・福祉	14
製造業	6
ガス業	1
情報通信業	1
運送業	6
卸売業・小売業	17
金融業・保険業	4
協同組合	2
ビルメンテナンス業	2
建物サービス業	1
警備業	4
廃棄物処理業	1
職業紹介・労働者派遣業	1
技術サービス業	2
建物サービス業	1
専門サービス業	2
その他のサービス業	2
計	296

工事関係
227事業所
(76.4%)

常勤従業員規模別内訳

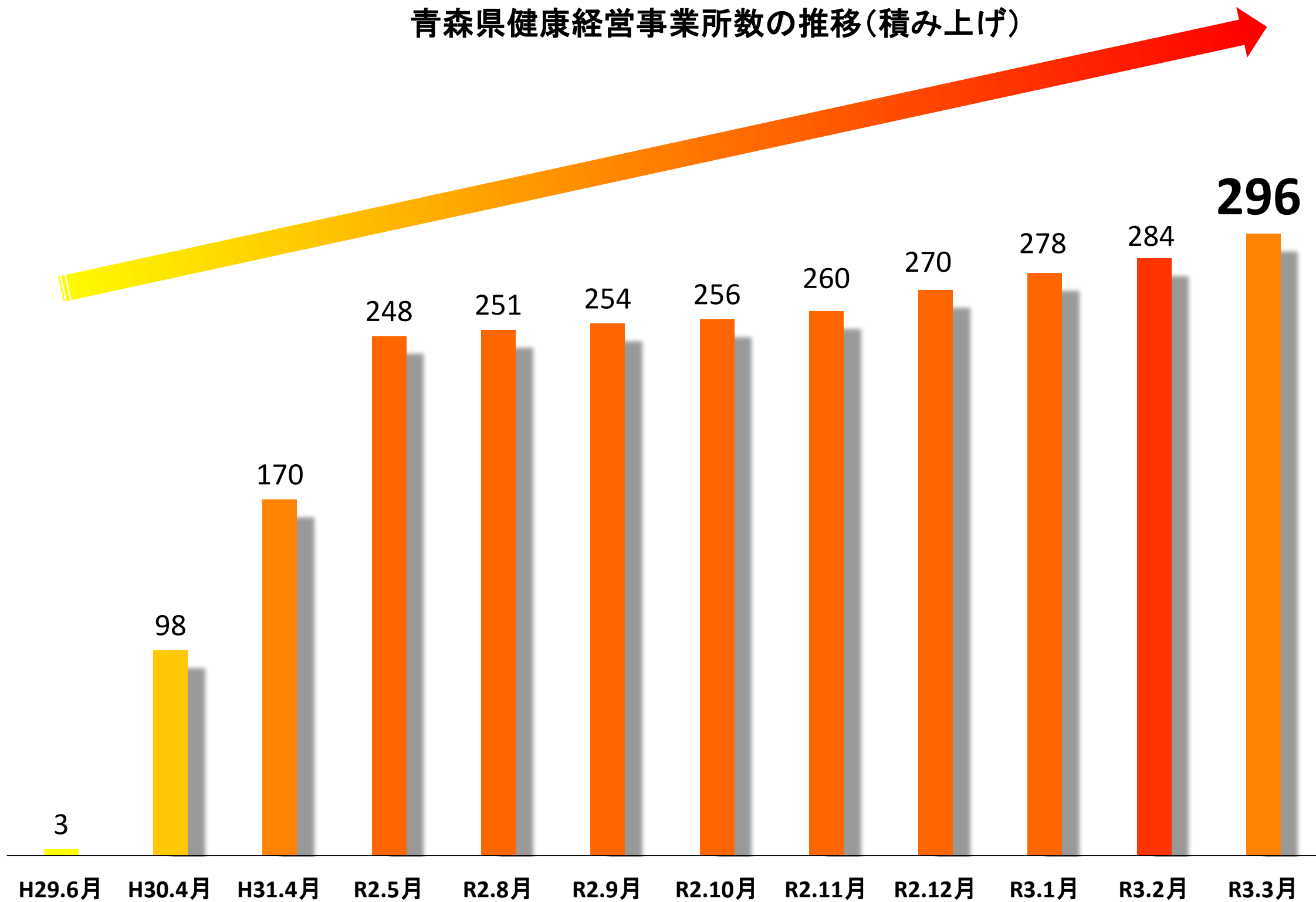
常勤従業員	34
9人以下	
10～19人	65
20～29人	54
30～39人	36
40～49人	26
50～99人	48
100人以上	33
計	296

50人未満
215事業所
(72.6%)

圏域別内訳

青森圏域	68
津軽圏域	54
八戸圏域	72
西北五圏域	29
上十三圏域	62
下北圏域	11
計	296

青森県健康経営事業所数の推移(積み上げ)

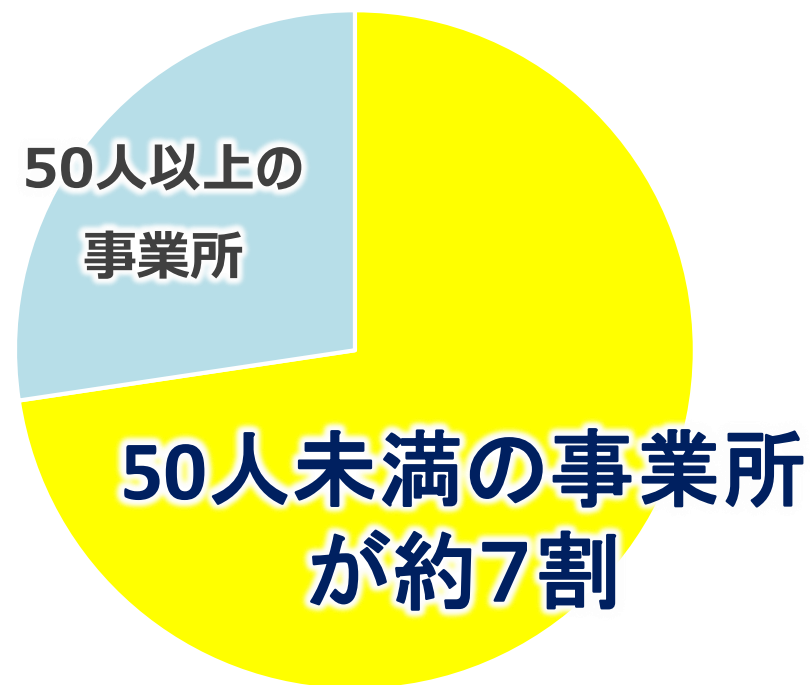


■青森県健康経営事業所の認定状況(令和3年3月26日時点 296事業所)

【業種別内訳】



【常勤従業員規模別内訳】



【圏域別内訳】

